(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
島根県浜田市原井町二二九八番四から同市西村町一三〇九番四まで	二二・〇〇～三〇・〇〇メートル	八・四九五キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十七年三月十四日

○中国地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
浜田市野原町二〇二六番一から同市原井町一一八五番二まで	三五・〇〇～一五八・〇〇メートル	〇・五四七キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十七年三月十四日

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び三百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
延岡市北川町長井竹瀬五二一八番一から同市北川町長井字坂本五二八八番一まで	前	B A	九・九六～六三・〇〇メートル	〇・七五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A	一二・四三～八一・〇九	〇・六四七	
			九・九六～六三・〇〇	〇・七五五	
			一二・四三～八一・〇九	〇・六四七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び三百二十六号	延岡市北川町長井竹瀬五二一八番一から同市北川町長井字坂本五二八八番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市山代町久原字伊勢越四二八二番一から同市山代町立岩字小松堀二八九一番一まで	前	一四・〇〇～一〇八・四〇メートル	三・一八〇キロメートル
	後	一四・〇〇～一〇八・四〇	三・一八〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	伊万里市山代町久原字伊勢越四二七六番二から同市山代町立岩字小松堀二八九一番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○九州地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
伊万里市山代町久原字伊勢越四二七六番二から同市山代町立岩字小松堀二八九一番一まで	一四・〇〇～一〇八・四〇メートル	三・二一八キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月十三日

○九州地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松浦市今福町滑栄免字札ノ元一〇六二番一から同市今福町浦免字田川原一五二番一まで	前	一四・〇〇～八二・四六メートル	二・二三六キロメートル
	後	一四・〇〇～九〇・〇六	二・二三六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所